

第3次市教育振興基本計画・市教育大綱策定に係る意見交換会の実施結果について

意見交換会の名称	第3次市教育振興基本計画・市教育大綱策定に係る意見交換会	
開催日時	令和7年8月6日（水）午後7時から8時まで	
開催場所	厚木市役所第二庁舎16階会議室A B	
参加者数	4人	
担当課	教育総務課、企画政策課	
結果公開日	令和7年8月14日（木）	
会議の経過	1 開会 2 部長挨拶 3 資料説明 4 意見交換 5 閉会	
No.	質問・意見の概要	市の考え方
1	教育大綱と教育振興基本計画を統合するという解釈でよいか。	そのとおりです。教育振興基本計画の一部である基本理念及び基本方針を教育大綱と定める方向で検討しています。
2	計画の対象年齢範囲は。	こども・若者みらい計画、生涯学習推進計画など市の様々な計画と整合を図る計画となりますので、教育に関わる全ての方が対象になります。
3	市と教育委員会の両方の事業を含んだ計画になるが、全体で評価する機会はあるのか。	庁内組織として厚木市教育振興基本計画庁内推進委員会があり、計画に関わる課等長で進捗管理していきます。
4	10年間の計画を前半後半に分けるのか。	基本方針・実施計画は、前半後半5年ずつで検討しています。

5	A I は、応用部分が進化し、考え方や倫理の点で法律が追い付いておらず、個人の道徳観・倫理観でカバーしているのが現状であり、個人で判断する必要があるが、どのように考えているか。	児童・生徒が I C T 機器を活用する中で、情報モラルに関する授業の実施や、携帯スマホ教室の実施に取り組んでいます。また、道徳の授業において、人権を取り扱い、人を傷つけることのないよう指導しています。 A I の活用は、教員が授業でどのように活用していくのか、研究している段階です。
6	A I は、質問した人が意図する方向の回答で返ってくるおそれがあり、個人が自分で判断する能力を身に付けないといけないので、道徳的な観点の勉強をしてもらいたい。	いただいた御意見につきましては、今後の取組にいかしていきます。
7	基本方針 3 「地域社会との連携・協働を中心とした教育体制の充実」について、どのように考えているか。	主に社会教育の分野であり、例を挙げると、コミュニティスクールは地域と共にある学校、また、地域学校協働活動は、学校を核とした地域の発展に寄与するものです。地域で子どもたちを育て、地域のつながりで自らも成長していこうという考え方になります。
8	基本方針 1 の施策二つ目「豊かな心の育成」について、どのように考えているか。	学校教育では、自分を大切にするとともに、互いを尊重し、認め合い、大切にすることを育んでいきたいと考えています。

9	基本方針2の施策五つ目「教職員の指導力と働く環境の向上」について、どのように考えているか。	様々な力を付けてもらえるよう、様々な角度から学びの場を与える推進部会を実施しています。 また、研修については、先生方に興味を持ってもらえるような課題をテーマとした寺子屋講座や、初任者研修・中堅研修など各年代に応じた研修を実施しています。
10	教育総務課と企画政策課の両者が策定しているのか。	教育振興基本計画は教育総務課が所管になります。教育振興基本計画の一部は、市長が定める教育大綱であるため企画政策課が所管になるので、両方で策定に向け検討しています。
11	条例や規則を変更する可能性はありますか。	現在、その必要はないと考えております。
12	市民参加手続としては、この後のパブリックコメントのみですか。	そのとおりです。